

論文式試験問題集
〔商法〕

〔商法〕

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

1 X社はインターネットによる食料品の通信販売事業を営む株式会社である。X社の発行済み株式総数は500株であり、Aが300株を、Bが200株をそれぞれ保有している。X社は株券発行会社ではなく、また全ての株式について、これを譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない旨の定款の定めがある。X社の取締役はA、B及びCの3人であり、代表取締役はAである。

2 今般、AはX社の新事業として、飲食店業に参入することを企図し、都内の一等地を中心に、賃貸物件を探している。これに対してBは「ノウハウのない飲食店業に参入することはリスクが高い。ウィルス対策等のセキュリティ強化に経営資源を投入すべきである。」として反対しているが、AはかかるBの提案に耳を貸そうとしなかった。

3 このままではX社の先行きが不安であると考えたBは、自身の保有するX社の株式を、かねてから通信販売事業進出を目論んでいたY社に売却すべく交渉を開始した。平成29年2月1日、Y社とBは、Bの保有するX社株式200株の全てを、譲渡代金3億円で譲渡（以下「本件譲渡」という。）する旨の株式譲渡契約を締結し、株式の譲渡実行予定日は同年2月20日と取り決められた。

4 Bは、同年2月2日、本件譲渡の承認を求める通知書をX社に対して交付した。X社は同年2月10日に取締役会を開催することとし、招集通知はA、B及びCの全員に、定款の定める期限の前までに到達した。

5 同年2月10日に開催された取締役会（以下「本件取締役会」という。）には、A、B及びCの全員が出席したが、本件譲渡に賛成したのはBのみであり、Y社が株主となることを警戒したA及びCは本件譲渡に反対したため、本件譲渡を承認しない旨の決議がなされた。

6 X社は、同月11日、本件譲渡を承認しない旨の通知書をBの自宅宛てに郵送したが、発送を担当したX社の従業員がBの住所を書き間違えるというミスをしたため、同月16日、同通知書はX社に返送された。同月17日、X社は改めて同通知書を発送し、同月18日にBに到達した。

7 本件譲渡は予定通り2月20日に実行され、譲渡代金はBに支払われた。BとY社は連名でX社に対して株主名簿の名義書換請求を行ったが、X社はこれを拒否した。

8 X社は、定款の目的に飲食店業を加える変更を行い、またBを解任し新たな取締役Dを選任するための臨時株主総会を3月16日に開催することとし、当該株主総会に係る招集通知は2月18日にA及びBに到達した。3月16日の臨時株主総会（以下「本件株主総会」という。）にはAのみが出席し、Aの賛成により当該定款変更並びにBの取締役解任及びDの取締役選任が可決された。

9 現在は、平成29年5月10日である。なお、X社は、定款に基準日に係る規定を置いておらず、また、基準日に係る公告もしていない。

〔設問 1〕

本件取締役会の決議の効力について論じなさい。

〔設問 2〕

Y社は本件株主総会の決議の効力を争うことができるかについて論じなさい。